

令和5年度 第1回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和5年7月5日（水）午前10時00分～午前11時10分

2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者：公益代表 石垣委員、今井委員、岡松委員、門野委員、反田委員
労働者代表 岡本委員、小林委員、櫻井委員、白倉委員
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員、山岸委員
事務局 高西労働局長、岡村労働基準部長、
井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 会長及び会長代理の選出について
- (2) 運営小委員会の委員の指名について
- (3) 山梨県最低賃金の改正決定の諮問について
- (4) 山梨県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 最低賃金審議会の公開・非公開について
- (6) 労使からの意見聴取について
- (7) 今後の審議日程について
- (8) 特定最低賃金検討委員会の委員の選出について
- (9) その他

5 審議会内容

(賃金室長)

皆様おはようございます。

本日は御多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。

皆様お集まりですので、ただいまから、令和5年度第1回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日御出席の委員の皆様方におかれましては、令和5年5月4日付けで第54期山梨地方最低賃金審議会委員に任命させていただきました。

委員の皆様への辞令の交付でございますが、本来であれば、山梨労働局長から一人お一人に直接お渡しすべきところでございますが、今回、あらかじめ机の上に置かせていただきました。

何卒、御寛容のほどお願い申し上げます。

次に、公益側岡松委員から遅れるとの御連絡をいただいております。また、労働者側田草川委員、使用者側依田委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全

委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて報告いたします。

なお、本日は、委員改選後最初の審議会となりますので、会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

まず、山梨労働局長の高西から委員の皆様へ御挨拶を申し上げます。

(労働局長)

局長の高西でございます。

本日は、御多用のところ、山梨地方最低賃金審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から大変お忙しい中、最低賃金の審議をはじめ労働行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

冒頭、賃金室長から説明いたしましたが、本年度は委員の改選が行われました。

多くの方に御留任をいただくことができまして、また、今回、4名の委員には新たに御就任をいただくことができました。

皆様方におかれましては、新たに2年間の任期をお願いすることになりますが、どうぞよろしく願いいたします。

本審議会におきましては、本日より、令和5年度の山梨県の最低賃金につきまして議論をスタートしていただくこととなります。

委員の皆様には過密な日程の中で御審議をお願いすることになるわけでございますけれども、様々な現在の実情を踏まえまして御審議をいただきたいと考えておりますので、改めましてよろしく願いしたいと思います。

私ども事務局としましても、本審議会が円滑に進みますように尽力して参ります。

以上、簡単ではございますが、開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。

皆様方、どうぞよろしく願いいたします。

(賃金室長)

続きまして、お手元にお配りした資料の御確認をお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

封筒に入れた資料として、本日の次第と配席表の次に、一枚紙の委員名簿、続いて審議日程表の案がございます。

それから、左上をホッチキス止めなどしました資料としまして、審議会の関係規定・法令集、最低賃金審議会に係る基本的事項、山梨地方最低賃金審議会審議資料、同じく審議資料と記載しておりますが、カッコ書きで中央最賃審目安全協報告と記載されている資料、審議会追加配付資料、山梨県の賃金概況、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策紹介マニュアル、最後に封筒外に置かせていただきました、令和5年度版の最低賃金決定要覧の書籍、これらの資料を配付しておりますが、お手元にすべてお揃いでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に委員の御紹介に入ります。

お手元の「山梨地方最低賃金審議会委員名簿」を御覧ください。

名簿記載の順に私から御紹介をさせていただきます。

公益委員から御紹介いたします。

石垣委員です。

岡松委員は遅れて到着されます。

続きまして、門野委員です。

続きまして、反田委員です。

続きまして、今井委員です。

次に労働者側委員を御紹介いたします。

岡本委員です。

続きまして、小林委員です。

続きまして、櫻井委員です。

続きまして、白倉委員です。

田草川委員は、本日御欠席です。

次に使用者側の委員を御紹介いたします。

長谷川委員です。

続きまして、早川委員です。

続きまして、丸茂委員です。

続きまして、山岸委員です。

依田委員は、本日御欠席です。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

労働局長は御挨拶いたしましたので、その隣から、労働基準部長の岡村です。

賃金室長補佐の平出です。

最後に、私、賃金室長の井上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

【（１）会長及び会長代理の選出について】

(賃金室長)

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の1、会長及び会長代理の選出です。

会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条の規定によりまして、公益委員の中から、委員が選挙することとされております。

公益代表委員の間で会長候補などについて、あらかじめ選出をしていただいております。

その御報告を石垣委員、お願いいたします。

(石垣委員)

はい、公益委員としては、反田委員に会長を、今井委員に会長代理を推薦したいと思います。

(賃金室長)

ありがとうございます。

ただいま、石垣委員から、会長に反田委員を、会長代理に今井委員をとの御推挙がございましたが、いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(賃金室長)

それでは、全会一致により、会長に反田委員、会長代理に今井委員が選出されました。

お手元の名簿の、反田委員の左側に二重丸の印を、今井委員の左側に一重丸の印をそれぞれ記載していただきますようお願いいたします。

それでは、審議会運営規程第5条によりまして、会長が議長を務めることとされておりますので、反田会長から御挨拶をいただいた後、以後の議事進行をお願いいたします。

(反田会長)

皆様、改めましておはようございます。

お暑い中、また御多用の中、お疲れ様でございます。

会長に就任させていただきましたので、皆様よろしくをお願いいたします。

前年に引き続きまして、本年も会長を務めさせていただきます。

本年度は、新たに4名の委員の方々が就任されました、よろしく願いをいたします。

昨年度は、コロナ禍の影響のほか、エネルギー価格や物価の上昇など、いろいろな問題がある中で審議をしていただきました。

本年度についても、継続して物価高やエネルギーの高騰などの影響等も懸念される中での審議となります。

昨年度と同様、真摯な御議論及び円滑な議事進行に皆様の御協力をお願いしたいと思います。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

着座させていただきます。

それでは、本年度の最低賃金審議会の運営につきましては、お手元に配付されております山梨地方最低賃金審議会関係規定・法令集の中の1ページ目にあります令和5年度最低賃金改正等の推進について、を基本に進めたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります。

議事の(2)、運営小委員会の委員の指名についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

【(2) 運営小委員会の委員の指名について】

(賃金室長)

それでは説明いたします。

お手元にお配りしております「最低賃金審議会に係る基本的事項」をお手元に御用意していただければと思います。

基本的事項の8ページ目を御覧ください。

こちらは山梨地方最低賃金審議会の構成図となります。

図の一番上に山梨地方最低賃金審議会がありますが、その左下に運営小委員会がございます。

運営小委員会は最低賃金審議会の中に設けることができる委員会の一つで、本審及び専門部会の効率的な運営を図るため、審議会の運営全般にわたって協議いただく委員会となっています。

審議会に諮る前に、小委員会で事前に検討いただいて、その検討結果を山梨地方最低賃金審議会、以後「本審」と表現いたしますが、この本審で御審議いただく関係になっております。

例年、運営小委員会は、年度末に開催して、次年度に向けて、最低賃金改正等の推進について、などについて御審議をいただいております。

次に、お手元の資料の山梨地方最低賃金審議会関係規定・法令集の10ページ目を御覧ください。

運営小委員会の運営規程となりますが、この第3条で、運営小委員会の委員につ

きましては、各側2名ずつの合計6名で、各側委員の互選により選出された委員より会長が指名することになっております。

本年度は、審議会本審における委員の改選がございましたので、運営小委員会の委員につきましても、改めて御選出をお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

それでは、ただ今説明がありましたように、運営小委員会の委員につきまして、各側2名ずつの選出をお願いいたします。

事前に事務局から、本日、この場で選出した委員を報告していただく旨の連絡がなされていると思いますので、まず、労働者側からお願いします。

(白倉委員)

労働者側でございます。

まず、一名は櫻井委員を推薦したいと思います。

二人目は田草川委員を推薦したいと思います。

よろしく申し上げます。

(反田会長)

ありがとうございました。

それでは次に使用者側お願いします。

(早川委員)

使用者側からは、わたくし早川と山岸委員の二名でお願いしたいと思います。

(反田会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、事前に協議しております公益委員も含めまして、運営小委員会の委員につきましては、公益は私、反田と今井委員、労働者側は櫻井委員と田草川委員、使用者側は早川委員と山岸委員をそれぞれ指名させていただきます。

次に、運営小委員会の委員長及び委員長代理につきましては、規程により、公益委員の中から互選することとなっております。

これらの選出につきましては、事前に公益委員で協議した結果、私が委員長を、今井委員が委員長代理を務めさせていただくことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田会長)

ありがとうございます。

それでは、ただいま指名いたしました委員会の名簿は、後日、事務局から委員の皆様にお送りいたします。

【 (3) 山梨県最低賃金の改正決定の諮問について 】

(反田会長)

それでは、次に議事の 3、山梨県最低賃金の改正決定の諮問に入ります。
まずは、労働局長から諮問をお受けすることといたします。

(局長、会長に対して諮問文を手交)

(反田会長)

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

山梨労発基 0705 第 1 号。

令和 5 年 7 月 5 日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨労働局長、高西盛登。

最低賃金の改正決定について、諮問。

最低賃金法、昭和 34 年法律第 137 号、第 12 条の規定に基づき、山梨県最低賃金、昭和 55 年山梨労働基準局最低賃金公示第 1 号、の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版、令和 5 年 6 月 16 日閣議決定、及び経済財政運営と改革の基本方針 2023、同日閣議決定、に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

(反田会長)

それでは、諮問に当たりまして、労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。

(労働局長)

ただいま令和 5 年度の山梨県最低賃金の改正につきまして、諮問をさせていただ

きました。

県内の経済情勢でございますけれども、日本銀行甲府支店が先月発表した金融経済概観によりますと、「県内景気は、資源高の影響などを受けつつも、持ち直している。」とされております。

また、山梨中央銀行から発表されました調査月報でも、「県内景気は、基調としては緩やかに持ち直しているものの、一部に弱い動きもみられる」とされており、エネルギー価格や原材料費の高騰などの影響もあって、業種によって程度に差がありますものの、全体としては、県内景気は回復に向かっていることがうかがわれるところでございます。

一方、6月16日に閣議決定されました新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2023におきましては、最低賃金に関する記述として「昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。」などの方針が示されたところでございます。

本年度におきましても、感染症の動向、資源価格の上昇などの経済、雇用への影響等を踏まえながらの御審議となり、皆様方には大変御苦勞をおかけすることとなるかと存じますが、最低賃金制度の趣旨や役割、県内の経済動向、雇用状況などを御考慮いただき、また、今月下旬に中央最低賃金審議会において示される予定である目安額も参考としていただき、山梨県の最低賃金につきまして、御審議いただきたく存じます。

私ども事務局としましても、迅速、的確な資料作りなどに尽力し、円滑な審議が行われますよう努めて参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

(反田会長)

ありがとうございました。

続きまして、事務局から諮問の背景などについて説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

まず、本年4月に、中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会におきまして、全員協議会報告が取りまとめられておりますことから、こちらについて説明いたします。

お手元に配付しております資料のうちで、表紙に山梨地方最低賃金審議会資料との記載のほかカッコ書きで中央最賃審目安協報告と記載がある資料をお手元に御用意ください。

資料の右下にページ数を記載しておりますが、1ページ目からが、報告書本文、17ページからが参考資料となります。

まず、資料の19ページをお開きください。

全員協議会は、目安制度の在り方について調査審議することを目的としておりまして、概ね5年ごとに開催されております。

今回の全員協議会では、大きく3テーマについて議論されており、1点目が中央最低賃金審議会における目安審議の在り方、2点目が地方最低賃金審議会における審議に関する事項、3点目が中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料となります。

今回の議論の結果、主な見直し内容として挙げられているのが、赤字で表記されている箇所となりますが、1つ目が1の(3)議事の公開で、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開とすることが適当とされたこと、2つ目が2の(2)ランク制度の在り方で、ランク制度のランク区分について、ランク数は4から3に見直すこととなります。

この主な見直し内容を含め、報告書の記載に沿って、各論点の結論などについて説明いたします。

資料の1ページ目を御覧ください。

まず、1の(1)「最低賃金のあるべき水準」についてです。

このページ最後の段落ですが、「あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。」とされております。

次に1の(2)「政府方針への配意の在り方」ですが、2段落目で、「令和4年度の目安審議のように、目安額に対する納得感をできるだけ高めるために、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた。」続いて3段落目で、「公労使三者構成で議論した上で決定することが重要であり、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。」とされております。

次に1の(3)の「議事の公開」ですが、2段落目で、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。」とされております。

この議事の公開につきましては、本審議会におきましても、毎年、審議会の公開、非公開について御審議をいただいておりますので、後ほどの議事で御審議をお願いしたいと考えております。

次に、2の(1)目安の位置づけです。

「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして、その必要性について異論は無

く」、「その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。」とされております。

また書きの部分では、「この趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう」との記載がございますが、こちらにつきましては、本年の目安答申の伝達の際に、お伝えさせていただく方法等を厚生労働本省で検討している旨、聞いております。

次に2の(2)の「ランク制度の在り方」のうち、の「ランク制度の必要性について」ですが、3行目で、「ランク制度を維持することは妥当」とされております。

次にの「指標の見直し」ですが、まず、ランク区分については、平成7年の目安全員協議会において、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数を各都道府県の経済実態とみなし、ランク区分の振り分けを行うこととされたものです。

その後、平成29年の全員協議会の見直しにおいて現在の19指標が選定され、今回の全員協議会においても、御覧いただいている資料では次の4ページのただし書きに記載されている世帯支出を示す指標について見直しを加えたうえで、継続して19指標に基づくことについて合意されています。

今回の19指標の状況は、この資料の10ページから、諸指標の総合指数は15ページになります。

15ページの総合指数の表で、山梨は、右側の指数で見ますと78.6の位置となっています。

続いて、4ページにお戻りください。

の「新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け」を御覧ください。

先ほど説明いたしました、今回、ランク数について4から3に見直しがされることとなりますが、現在の目安制度が採用されて以降、初めてのランク数の変更となります。

こちらは、地域間格差の拡大抑制をしたいという全員協議会参加の公労使委員の考えが反映されたものと説明を受けております。

資料の5ページを御覧ください。

5行目から4つの中点が打たれた項目があり、3ランクとすることが適当であるとの結論に至った考え方が示されております。

1つ目が、47都道府県の格差が縮小傾向であることが挙げられています。

先ほどの15ページを御覧いただきますと、最も高い東京都に対する最も低い沖縄県の指数は、今回は68.5となっております。

前回、平成29年の総合指数では、最も低い沖縄県の指数が63.1となっておりましたことから、前回と比較して、指数が5.4縮小した結果となっております。

この5.4の幅は、平成29年の区分でのBランクやCランクにおける指数の幅より

も大きい値となっており、格差が縮小していると評価されております。

2つ目の中点ですが、ランク区分が多いと目安額の差が生じ、額差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク数を減らすことが整合的とされております。

3つ目の中点ですが、平成26年度以降4ランクとしつつも、実際の目安額を3つまたは2つとした年度があり、目安額を4つ示すほどの差がつきづらくなっており、3つのランクにすることによる混乱は生じにくいと考えられる、とされております。

最後に4つ目ですが、ランク数を減らすにあたっては、ランク数の変化による影響をできるだけ軽減するため、現行から1つ減らした3ランクとする、とされております。

そして、3ランクとする際の振り分けについてですが、5ページの下から3段落目、「さらに」から始まる段落の2行目ですが、「特に、地域間格差の拡大抑制、ランク間の適用労働者の偏りの是正が図られるものにするのが重要である」との認識が示されています。

振り分けにあたっての考え方については、5ページの一番下から6ページにかけて、3つの中点が打たれた項目として整理されています。

一つ目はAランクの取扱いですが、5ページの最終行からの記載で、「現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地域は現行のAランクと同じとする。」とされております。

二つ目は、ランク間の適用労働者数の偏りの是正の観点で、「Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度にする。」とされております。

三つ目は、BランクとCランクの振り分けについて、「総合指数に比較的大きな格差がある県間に注目する。」とされております。

これらの考え方に基づく、新たなランク区分ですが、資料の16ページを御覧ください。

こちらが本年の審議から適用されるランク区分となり、山梨県はBランクに属しております。

なお、参考としまして、この資料の最後のページを御覧ください。

ランクの振り分け案の一覧となります。

採用された振り分け案は右下の、案13-2になります。

この表の二つ目の項目が適用労働者数のデータですが、A、B、Cランクの適用労働者数の比率は約45対45対10の比率となっております。

続きまして、資料の6ページにお戻りください。

(3)の「発効日」についてです。

4行目になりますが、「改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知す

ることが適当である。」とされ、また、次の段落からは、発効日に関しての労使各側委員からの意見などが記載されております。

こちらの記載のうち、地方最低賃金審議会の委員に周知させていただくことにつきましては、先ほどの目安の位置付けについてと同様に、本年の目安答申の伝達の際に、お伝えさせていただく方法等を厚生労働本省で検討している旨、聞いております。

最後の大きな項目となりますが、7ページの「3 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料」についてです。

こちらは、中央最低賃金審議会で作成している資料に関する事項となりますが、概略を説明させていただきますと、(1)については、主要な統計資料について技術的な見直しなどを行うことになったこと、次のページの(2)賃金改定状況調査につきましては、当面は現行の方法を維持すること、(2)の最後から2番目の行になりますが、昨年度の中央最低賃金審議会で作成された、第4表について、本年度以降は毎年提出するとされております。

全員協議会報告についての説明は以上となります。

続きまして、配付資料のうち、表紙に山梨地方最低賃金審議会審議資料と記載しております資料と、追加配付資料と記載している資料をお手元に御用意いただければと思います。

まず、審議資料の1ページ目を御覧ください。

これは、山梨県の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移を記載した表となっております。

右の方の、平成28年以降の欄を御覧ください。

山梨県最低賃金は、平成28年以降令和3年まで、令和2年を除いて、毎年20円台の引上げが続いておりましたが、昨年は32円の引き上げ額となりました。

次の3ページの資料につきましては、後ほど説明いたします。

続きまして、5ページの資料を御覧ください。

こちらは、昨年度の審議会の開催状況を一覧にした表となります。

昨年度は、地域別最低賃金につきましては、8月12日の専門部会において多数決による採決で結審となり、その後、本審において多数決による採決をいただき、御答申をいただきました。

また、特定最低賃金に関しましては、電気関係については10月28日の専門部会において多数決による採決で結審となり、10月31日の本審において御答申をいただきました。

自動車関係については、10月26日に全会一致で部会の採決をいただき、御答申をいただきました。

次に7ページを御覧ください。

これは昨年度の、全国の地域別最低賃金の改定状況を一覧にした表でございます。

す。

山梨につきましては青く色付けをしております。

昨年度は、先ほど申し上げましたとおり 32 円の引上げとなり、10 月 20 日に発効しております。

次に資料の 9 ページを御覧ください。

これは、11 ページ以降の各種経済指標等のデータにつきまして、それぞれの主なポイントを取りまとめた一覧表になります。

表の中ほどの「ページ」と記載した列には、それぞれの経済指標の資料が、この審議資料の何ページにあるか、ページ番号を記載しておりますので、資料を御覧いただく際に御活用いただければと思います。

続きまして、追加配付資料をお手元に御用意ください。

まず、追加配付資料の 1 ページ目を御覧ください。

これは県内における、過去 6 年間での最低賃金の履行確保を重点とした監督指導結果を記載した表です。

県内には、労働局の出先機関として、甲府、都留、鯉沢の三つの労働基準監督署があり、これらの監督署に配置されております労働基準監督官が、管内の事業場に対して、日常的に監督指導を実施しておりますが、それらの活動のうち、最低賃金が守られているかどうかについて、重点的に監督指導を行った結果を記載しております。

約定賃金が最低賃金額を下回っていた最低賃金法違反の違反率は、昨年度は、13.1%となっております。

なお、監督指導の対象となります事業場につきましては、監督署におきまして、影響率の高い業種や過去の違反率の高い業種などを踏まえまして、監督指導が効果的、効率的に行われるよう選定しておりますので、統計的な数字とは異なるものであることは御留意いただければと思います。

次に、最低賃金に係る法違反が認められた事業場の最低賃金に係る認識につきましては、ほとんどの事業場は最低賃金が適用されることを知っているものの、一部には知らなかった事業場も認められております。

3 ページと 4 ページは全国の状況の資料となります。

次に、追加配付資料の 5 ページ目を御覧ください。

こちらは令和 5 年 6 月 16 日に閣議決定されました、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」の抜粋資料になります。

中央最低賃金審議会での目安に関する諮問でも、また、先ほど行わせていただきました山梨県最低賃金に関する諮問におきましても、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画に御配意をお願いしておりますことから、資料とさせていただきます。

7 ページを御覧ください。

ページの下方にアンダーラインがつけられておりますが、最低賃金に関し「最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」とされております。

続きまして、11ページを御覧ください。

こちらは、同じく令和5年6月16日に閣議決定されました、経済財政運営と改革の基本方針2023の抜粋資料です。

13ページを御覧ください。

こちらにもアンダーラインがつけられている箇所には最低賃金に関する記載があり、先ほど、御覧いただいた資料と同趣旨の記述がされています。

最後に、この資料の17ページ以降ですが、ここからの資料は、6月30日に開催された、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会で配付された資料からの抜粋資料となります。

必要に応じて御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

(反田会長)

ただいまの事務局の説明につきまして、御質問等はございますか。

(長谷川委員)

はい。

(反田会長)

長谷川委員。

(長谷川委員)

先ほどの、最低賃金の監督指導結果というのを見させていただいて、知らなかったというのはまあまあしょうがない、しょうがないというものないかな、まあ、仕方ないっていうか、知らなかっただけだからということはあるんですけど。

知っていてもやらなかったという理由としてどういうものが多かったのかというのを教えていただきたいなと思います。

(賃金室長)

お答えします。

いろいろなパターンがあるのですけれども、まずは、最低賃金の発効日を勘違いしていたというもので、発効日から賃金の改定をしなければいけないかがわかっていなかったもの、月給制の労働者で時間額になおしたときに最低賃金額を下回っていることに気づいたもの、高齢者については最低賃金の適用はないと思っていたということで、高齢者以外の方については最低賃金額以上が支払われていたというケースがあります。

それら以外に、わかっているんだけど、最低賃金額は支払えないというのが若干あるという状況でございます。

(長谷川委員)

ありがとうございました。

(反田会長)

ほかにございますか

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの諮問を受けまして、山梨県最低賃金の改正決定について、今後、当審議会において、調査、審議を進めていくことにしたいと思います。

【(4) 山梨県最低賃金専門部会の設置について】

(反田会長)

それでは、議事の4に入りたいと思います。

専門部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

引き続き、説明させていただきます。

山梨県最低賃金の改正につきましては、調査、審議を行っていただくために、専門部会を設置することが法令上必要とされております。

配付資料のうち、最低賃金決定要覧という書籍を御覧いただきたいと思っております。

この書籍の140ページから関係法令が記載されておりますが、そのうちの144ページを御覧ください。

最低賃金法第25条第2項におきまして、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされており、専門部会の設置義務が定められております。

また、同じく同条の第3項において、専門部会は公労使各側同数の委員をもって組織すると定められており、山梨では、「令和5年度最低賃金改正等の推進について」に基づき、各側3名で構成することとされております。

次に、149 ページを御覧ください。

最低賃金審議会令第6条第4項に専門部会の任命手続が規定されており、労使の専門部会委員につきましては、この第4項の規定により読み替えられた最低賃金審議会令第3条の規定、この規定につきましては前の148ページにございますが、この規定により、労働者側と使用者側の委員につきましては、関係労働組合と関係使用者団体からそれぞれ推薦を受けまして、労働局長が任命することとされております。

この推薦をいただくため、本審議会の終了後、本日中に推薦に係る公示を行うこととしております。

また、推薦の期限につきましては、7月18日を予定しております。

第1回の専門部会は、7月21日に開催する予定になっており、日程にあまり余裕がございませんが、労働者側及び使用者側におかれましては、推薦の御準備をよろしくお願いいたします。

なお、公益の専門部会委員につきましては、本審の公益委員の中から3名を労働局長が任命させていただくこととなります。

次に、任期についてですが、本審の委員につきましては、最低賃金法第23条で、2年とされています。

一方、専門部会の委員につきましては、任期は特に定められておりません。

しかしながら、149ページの最低賃金審議会令第6条の第7項を御覧いただきますと、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したとき」に、「審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされておりますので、調査審議が終了した時点で、「審議会の議決があれば」、専門部会は廃止されることとなり、委員の任期も終了することとなります。

このことから、山梨県最低賃金が決定等されますと専門部会の調査審議は終了しますので、専門部会の任務が終了する前に、「その任務が終了したら、廃止とする」という議決をあらかじめ行うことも可能であると解されており、今後の審議会の円滑な進行の観点から、本日、当該議決をあらかじめいただきたいと考えておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますか。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、山梨県最低賃金につきましては、専門部会を設置して調査審議を進めることといたします。

その運営は、山梨地方最低賃金審議会 専門部会運営規程、それから令和5年度最低賃金改正等の推進について、により進めて参りたいと思います。

また、専門部会は山梨県最低賃金の金額が決定したところで廃止する、ということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田会長)

それでは、専門部会につきましては、山梨県最低賃金が決定したところで廃止することといたします。

【(5)最低賃金審議会の公開・非公開について】

(反田会長)

では、続きまして、議事の5、審議会の公開、非公開についてに移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

お配りしております、関係規定・法令集をお手元に御用意いただければと思います。

関係規定・法令集の5ページを御覧ください。

山梨地方最低賃金審議会運営規程の第6条に、会議の公開についての規定があります。

会議は、原則公開するということになっておりますが、公開することによりまして、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合など、一定の支障等が生じるおそれがある場合につきましては、会長の決定により非公開とすることができることとなっております。

次に、本年度の審議会の公開、非公開について御審議をいただくに当たりまして、先ほど説明しました、中央最低賃金審議会目安全員協議会報告書の結論に基づく、中央最低賃金審議会での対応について、説明いたします。

報告書では、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。」とされておりました。

中央最低賃金審議会は、昨年までは、審議会のうち、目安額についての具体的審

議がなされる「目安に関する小委員会」については、全面非公開としておりました。

これに対し、本年は、6月30日に開催されました第1回目目安小委員会において、原則公開とし、議事の中で、公益代表委員と労働者代表委員のみ、または、公益代表委員と使用者代表委員のみで行う個別折衝の場については、傍聴者に退出をしていただき、公労使三者が揃う形に戻った場合に再度傍聴者に入室していただく取扱いに対応が変更されております。

山梨地方最低賃金審議会におきましても、今後、具体的な金額審議を行う専門部会の開催等も予定しておりますが、あらかじめ各会議の非公開の可否を御検討いただいて、決定していただきたいと考えております。

また、御検討をいただくにあたりましては、目安全員協議会報告書の結論、及び本年度中央最低賃金審議会での対応の変更状況などにつきまして、お含みおきを願うことができると存じます。

以上でございます。

(反田会長)

審議会の公開、非公開についてですが、最近、最低賃金に関する社会的関心の変化や、情報公開の流れの中で審議会のさらなる透明化が求められております。

また、本年、中央最低賃金審議会において目安全員協議会報告があり、その結論に基づいて、中央最低賃金審議会でも非公開とする範囲の変更を行っていることなどを踏まえ、山梨地方最低賃金審議会におきましても、公開範囲について見直しが必要かと思っております。

中央最低賃金審議会の目安小委員会の対応を参考として検討しますと、山梨で、これまで全部非公開としていました金額審議を行う専門部会について、公労使三者が揃っている場については原則公開といたしますが、公労または公使での個別協議の場と、部会報告などの採決を行う場については、金額などに係る率直な御意見をいただく必要や委員の意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると考えられることなどから、原則非公開としたいと思っております。

その他の本審、専門部会については原則公開とすることとしたいと考えておりますが、皆様の御意見をお伺いしたいと思っております。

いかがでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、金額審議が行われる専門部会について、個別協議の場と部会報告などの採決を行う場については原則非公開ということにいたします。

それら以外の公労使三者が揃う場については原則公開ということにしたいと思えます。

【（６）労使からの意見聴取について】

（反田会長）

それでは、次に議事の６、労使からの意見聴取についてに移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

（賃金室長）

お手元の審議会資料を御用意いただければと思います。

審議会資料の117ページを御覧ください。

関係労使からの意見聴取についてですが、コロナ禍前の令和元年度までは、一つの事業場の視察を行いまして、その際に、当該事業場の会議室等をお借りして、労使双方から意見聴取を行っていましたが、令和２年度から４年度の３年間は、コロナ禍にありまして、委員の皆様が事業場を訪問などすることは困難でしたので、代わりの方策としまして事務局が事業場を訪問して、意見聴取を行いました。

令和４年度に対象とした事業場は、製造業１社、非製造業１社の２社です。

具体的には、カット野菜の製造を行う食料品製造業の事業場とホテル業の事業場です。

意見聴取の対象者や聴取項目につきましては、119ページの上のスライドに記載したとおりで、意見聴取の結果は、125ページからの資料になります。

本年度の取扱いにつきましては、119ページの下のスライドになりますが、本年３月に開催されました運営小委員会及び第６回の本審におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、しかるべき時期に会長に御判断いただくこととなっております。

そして、本年５月８日からは新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類感染症になりましたが、各企業・団体での感染防止対策の変化などには差異があることなどから、労働者側、使用者側の委員の方にも御意見を伺いまして、その上で、事業場視察についてはもう１年様子を見ることとして、本年度は、令和４年度までと同様の方式により意見聴取を行うこと、及び対象の事業場につきましては、製造業から１社、非製造業から１社と昨年度までと同数として、５類感染症移行による変化や、継続する物価上昇の影響を見るため、できる限り前年度と同じ事業場をお願いすることにつきまして、会長の御判断をいただいております。

御判断に基づき、事務局で調整を行った結果、製造業の事業場については昨年度と

同じ事業場、非製造業の事業場につきましては、昨年度の対象事業場のやむを得ない御事情から、同業種の事業場に新たに御協力をお願いし、御了解をいただいておりますことを報告いたします。

次に資料の 120 ページを御覧ください。

120 ページからが使用者の方、123 ページからが労働者の方に記載をお願いするアンケート用紙となります。

内容としましては、最低賃金に関する設問のほか、新型コロナウイルス感染症の影響などについての項目を設けております。

また、現在、影響が懸念されている物価の上昇などの影響や価格転嫁の状況などにつきましては、使用者用アンケート用紙の項目 3 にあります、「最近の景況感及び今後の見込み」の項目におきまして、把握をさせていただくことを考えております。

以上のような形式で、本年度、労使からの意見聴取を実施することにつきまして、御了解いただきますとともに、質問項目等につきまして、何かございましたら御指示いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(反田会長)

ただいま、労使からの意見聴取につきまして事務局から説明がありました。

意見聴取の方式につきましては昨年度と同様として、対象事業場につきましては、昨年度と同じ 1 事業場と新たな 1 事業場といたしますが、意見聴取の項目等につきまして、何か御意見等がございましたらお願いいたします。

(反田会長)

アンケートの赤字で記載されている部分は変更した部分ということでしょうか。

(賃金室長)

昨年度版から変更した箇所になります。

(反田会長)

はい、ありがとうございます。

(岡本委員)

質問よろしいですか。

(反田会長)

はい、岡本委員。

(岡本委員)

このアンケートに関しては、使用者側は社長になるのか人事部長になるのかわかりませんが、お一人ということでしょうか。

(賃金室長)

基本は一人です。

(岡本委員)

一人ですね。

労働者側はどのようになるのでしょうか。

(賃金室長)

労働者側も一人です。

(岡本委員)

社名は非公開ということですか。

(賃金室長)

昨年までの例ですと、お答えいただいた内容については公開してもいいけれども、事業場の名称については伏せておいていただきたいという御希望でしたので非公開とさせていただきます。

(岡本委員)

ありがとうございます。

(反田会長)

ほかに何かございますか。

よろしいでしょうか。

(小林委員)

すいません。

(反田会長)

はい、小林委員。

(小林委員)

同じくアンケートについてなんですけれど。

使用者用というのは会社の代表者にといいことでよいのだと思うのですが、労働者用ってというのは誰か一人にといい形になっているのか、何人かの人にいただいてっという形なのか、その辺について教えていただければと思うのですが、

(賃金室長)

基本お一人からいただいています。

こちらからどのような方にといいような指定はしていないのですけれども、例示として、例えば 36 協定の労働者代表の方であれば、このような質問にもある程度お答えいただけるのではないかといいことで、例示はさせていただきます。

選定は事業場をお願いしています。

(小林委員)

会社側に案内をして、会社のほうは書いていただいて、労働者はこんな方をどなたか選んでお願いしてくださいみたいな形ですか。

(賃金室長)

例えばこのような方が候補になりえると思います、といいことで話をしています。

(小林委員)

はい、わかりました。

(反田会長)

他には何かございますか

よろしいでしょうか。

それでは、本年度は、事務局から説明があった方法によりまして、労使からの意見聴取を実施したいと思います。

【 (7) 今後の審議日程について 】

(反田会長)

次に議事の 7、今後の審議日程についてに移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

引き続き説明いたします。

令和 5 年度地域別最低賃金審議会日程表の案を 1 枚紙でお配りしておりますので

御覧いただければと思います。

これは、以前、皆様に日程調整をお願いさせていただき、今後の日程を確保いただくため、仮に確定したものとして事前にお送りしていたものと同じ資料です。

次に、審議資料の3ページをお開きください。

こちらは、いつ答申をいただくと、いつ官報に公示することができて、改正された最低賃金がいつ発効となるかを記載した一覧表となります。

3ページの一番左側の答申日の列に8月7日と記載されている行を赤い枠で囲ってありますが、8月7日に答申をいただきますと、異議申出の締切期限は、既定の15日後が8月22日となります。

そして、翌日の8月23日の午前中に異議審を開催し、当日に官報公示の手続きを始めますと、9月1日に官報公示がなされ、30日後の10月1日に改正された最低賃金が法定発効することとなります。

この10月1日の発効を想定しまして、答申をいただく本審を8月7日に、また、異議審を8月23日の午前中にそれぞれ開催する前提で、お配りした日程表案は作成しております。

今回、案としてお配りした日程では、一番上の7月5日が本日の本審です。

また、先ほど議決いただき、設置することとなりました専門部会の第1回目を7月21日に開催いたします。

この日は、部会長等の選出、日程確認、それから先ほど御承認をいただき実施することとなった労使からの意見聴取の結果の報告などを行うこととしております。

8月2日には第2回の本審を開催しまして、その日までには示されている予定となっております中央最低賃金審議会の目安の伝達を行います。

また、その時点で特定最低賃金の改正の申出を関係労使からいただいていることが前提となりますが、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問も行わせていただきますので、審議会では、特定最低賃金検討委員会の設置及び同委員会の委員の選出を行っていただくこととなります。

8月2日は、本審終了後に第2回の専門部会を開催する予定としております。

この第2回目の専門部会では、労使双方から審議に当たっての基本的見解をお示しいただくこととしております。

次に、8月3日からは具体的な金額審議を行うこととなります。

8月4日も金額審議を行い、結審の予定としております。

金額審議の予備日として、8月7日の午後1時30分からの時間を確保しておりますが、この日は、午後3時30分から第3回本審を開催しまして、御答申をいただきたいと考えております。

8月7日に答申をいただけた場合は、例年異議の申し出がございますので、先ほど申し上げましたとおり、8月23日に異議審として、第4回本審を開催すること

としております。

昨年度のように当初の予定より大幅に遅れて、8月2日までに中央最低賃金審議会において目安の答申が出されていない場合には、その後の日程を組み直す必要がございますが、このような必要が生じた場合には、委員の皆様にご迷惑に速やかにお知らせして再度日程調整を行わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程の関係における最後の説明となりますが、8月22日には特定最低賃金検討委員会を開催する予定としております。

特定最低賃金検討委員会につきましては、後であらためて触れさせていただきますが、例年10月から始まる特定最低賃金の改正に係る審議の前に、そもそも本年度の改正の必要があるか否かについて御議論いただく必要がございますので、この時期に設定させていただいております。

今後の審議会の日程案の説明は以上でございますが、本日程案につきまして、御検討の上、御承認をよろしくお願いいたします。

(反田会長)

ただいまの日程についての事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますか。

(各委員確認)

(意見等なし)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、この日程に沿って審議を進めて行くことにしたいと思います。

【(8) 特定最低賃金検討委員会の委員の選出について】

(反田会長)

それでは、次に議事の8、特定最低賃金検討委員会の委員の選出についてでございます。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金とは異なりまして、関係労使からの申出を受けまして、当該特定最低賃金について、改正の必要があるかどうかをまず御議論いただき、「改正の必要性あり」との結論になった場合に、次に具体的な

改正金額について検討いただく手続きとなっております。

この「改正の必要があるかどうか」について御議論いただく場が、8月22日に予定しております特定最低賃金検討委員会になります。

同委員会の委員につきましては、「令和5年度最低賃金改正等の推進について」により、各側2名を選出し、会長が指名することとされています。

検討委員会の委員につきましては、専門部会の委員とは異なり、関係労使から推薦をいただくという手続きは必要ありませんので、各側で事前に委員の候補を調整いただき、会長に指名していただく流れとなります。

労使各側の皆様におかれましては、検討委員会の委員の選出につきましての御準備をお願いしたいと思います。

以上でございます。

(反田会長)

ただいま事務局から説明がありました、特定最低賃金検討委員会の委員の選出につきましては、特定最低賃金改正に係る正式な申出を受けてからということにしたいと思います。

7月中には申出がある見込みですので、労働者側、使用者側、それぞれ2名の選出の準備をお願いします。

【(9)その他】

(反田会長)

以上で予定されました議事は終了しましたが、「その他」として、何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

事務局からなにかございますか。

(賃金室長)

その他としまして、2点説明いたします。

1点目は、最低賃金関係の助成金についてです。

審議資料の147ページを御覧いただければと思います。

業務改善助成金のリーフレットとなります。

この業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げて、生産性向

上のために設備投資などを行った中小企業、小規模事業者に対して、その費用の一部を助成する制度で、賃金引上げに関する政府の支援策の一つとなります。

2点目は、県内の団体からの審議会への要請等についてです。

審議資料の141ページを御覧ください。

本年6月19日に山梨県弁護士会から、「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」を発表したとして、本審議会あてと山梨労働局あてに、それぞれ声明文が送付されましたので、審議会あてのものを資料として添付させていただきました。

各委員の皆様には、御承知おきをお願いできればと思います。

次に、審議資料の145ページを御覧ください。

山梨県労働組合総連合から、6月29日に要請書と署名の提出がありましたので報告させていただきます。

要請の主な内容は、「日本の最低賃金は、地域間格差が大きく、地方からの若者などの流出が問題になっている。人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律の最低賃金制度を求める。山梨の最低賃金を今すぐ1,500円以上に引き上げることを、政治の決断で実現してほしい。」といったものになっています。

署名につきましては、本日の資料には入れてございませんが、1,741人分の署名の提出がございました。

中央最低賃金審議会会長、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対する上申も求められておりますが、上申に係る対応につきましては事務局で対応させていただきますので、委員の皆様には、このような要請があったということを御承知おきいただければと思います。

以上です。

(反田会長)

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、令和5年度第1回山梨地方最低賃金審議会を終了といたします。

なお、本日の議事録の確認ですが、労働者側は白倉委員、使用者側は早川委員にお願いをいたします。

それでは、長時間お疲れ様でした。